

令和7年度 全国特別支援学校病弱教育校長会

第2回研究協議会（8月4日）

病弱教育に関する情報提供

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育調査官 深草 瑞世

グループ協議を通して

- 1 ICTの活用①②
- 2 高校生支援
- 3 復学支援
- 4 特別支援学校のセンター的機能
- 5 自立活動

情報提供

特別支援教育におけるデジタル学習基盤を活用した学びの姿（イメージ）

2つの視点を組み合わせて活用することにより、障害のある子供たちの学びの更なる充実を実現

視点1：個別最適な学びと協働的な学びの実現

個別最適な学び

指導の個別化

必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫等による学習内容の確実な定着を図る
ex.) 一人一人に合った教材の提供

学習の個性化

一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会により学習を深め、広げる
ex.) 子供の関心・特性に応じた多様な学び

協働的な学び

多様な他者との協働により、異なる考え方が組み合わせりよりよい学びを生み出す

ex.) 好きなタイミングでの他者参照や共同編集

【デジタル学習基盤による情報活用の飛躍的充実】

情報活用の場面

収集

判断

表現

処理

創造

発信

伝達

組み合わせ

充実の具体的な姿

- # すぐに
- # 1人1人に応じて
- # 何度でも
- # いつでも
- # 大量に
- # どこでも
- # 誰とでも

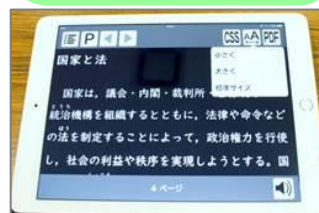
視点2：障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服に向けた活用

各教科等及び自立活動において、個々の障害の状態や特性等に応じて有効に活用し、指導の効果を高める

（活用例）

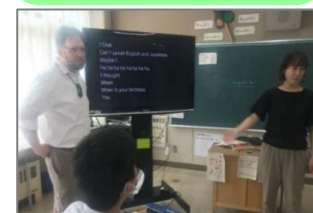
【視覚障害】

見え方に応じた表示



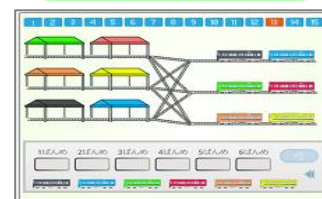
【聴覚障害】

音声を文字に変換



【知的障害】

抽象的な事柄を視覚的に理解



【肢体不自由】

身体の状態に応じた入出力機器



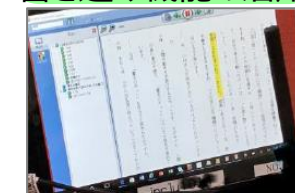
【病弱】

遠隔ロボットの活用



【発達障害】

読上げ機能や書き込み機能の活用



など

組み合わせ

令和6年11月13日 中央教育審議会
デジタル学習基盤特別委員会資料 より

デジタル学習基盤の整備

多様な形式による
情報提供

一人一人に合った
教材の提供

合理的配慮の基礎となる環境整備

通信ネットワークを
活用した学習参加

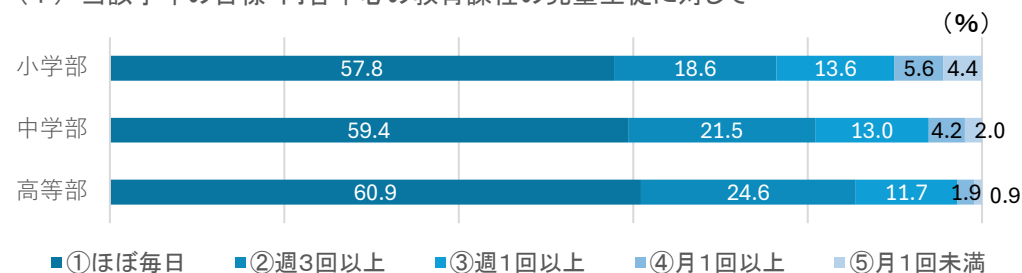
自分に合った
入力・出力方法の活用

<特別支援学校> 教育課程編成等に関する状況【ICTの活用】

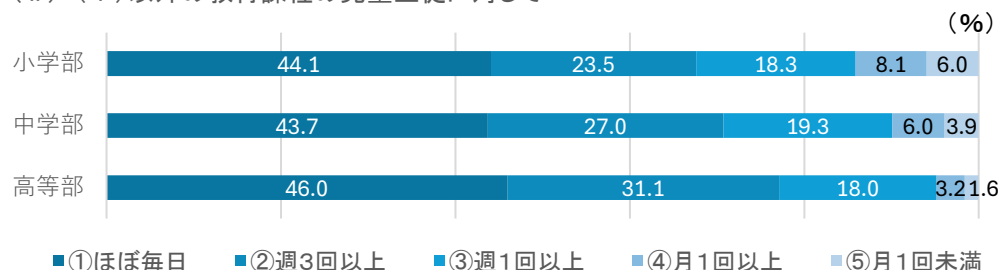
※ 小学部は第6学年児童、中学部は第3学年生徒、高等部は本科第3学年生徒を対象として、当てはまる項目を学部ごとに一つ選択することとし、必要に応じて関係する教職員に状況を確認し、校長の責任で回答いただいたもの。

(23) 貴校の教員は、第6学年児童・第3学年生徒に対して、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用していますか。(高等部については、「生徒一人一人が使用するPC・タブレットなどのICT機器」について質問したもの)

(i) 当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒に対して

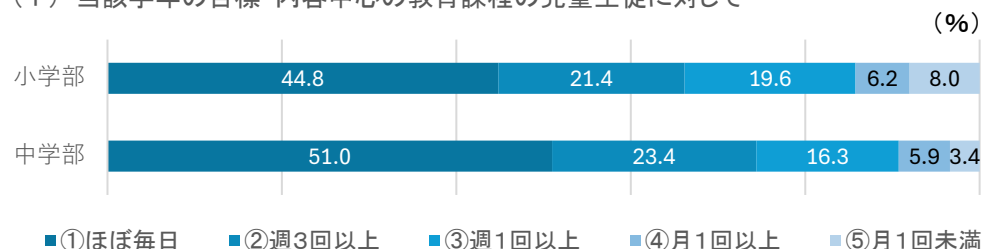


(ii) (i) 以外の教育課程の児童生徒に対して

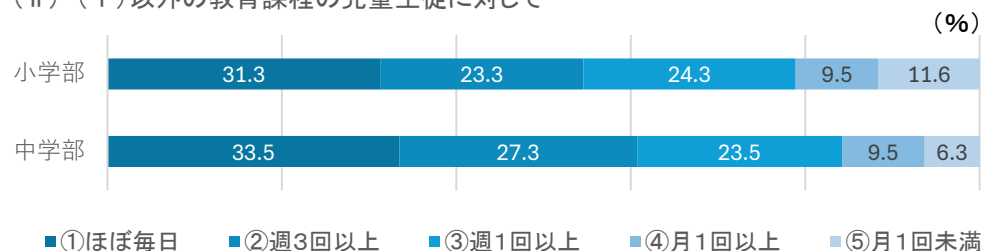


(24) <小学部・中学部のみ> 貴校の教員は、第6学年児童・第3学年生徒に対して、児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面で、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をどの程度活用していますか。

(i) 当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒に対して

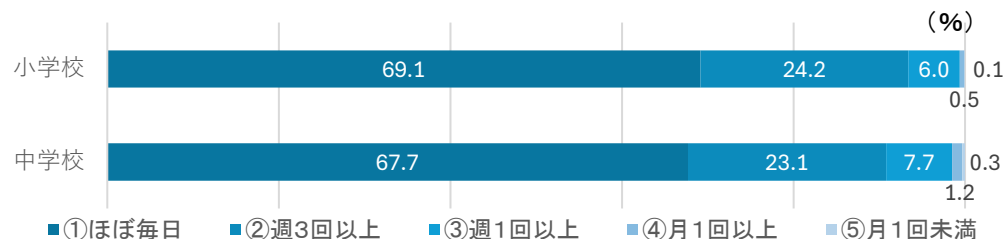


(ii) (i) 以外の教育課程の児童生徒に対して

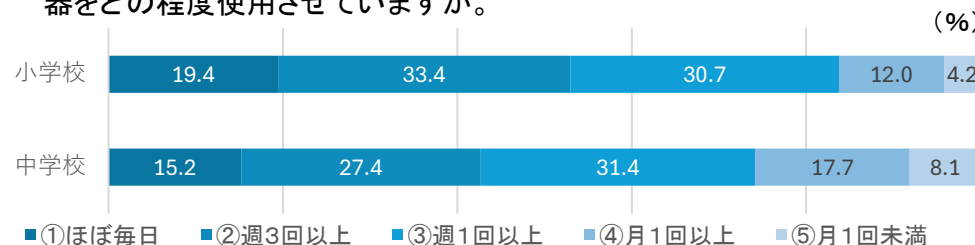


<参考> R6全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査より

◆ 調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか。



◆ 調査対象学年の児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面では、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用させていますか。



StuDX Style



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY (MEXT)

[> サイトマップ](#) [> English](#) [文字サイズの変更](#) [中](#) [大](#)

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物 | 申請・手続き | 文部科学省の紹介

生きる力
学びの、その先へ
文部科学省
GIGAスクール構想の実現
全国の学校DX
ポータルサイト
校務DXの取組に関する
ダッシュボード
高等学校DX加速化推進事業
(DXハイスクール)

リーディング
DXスクール
学校DX戦略アドバイザー事業
ポータルサイト
学校現場における
生成AIの利用について
GIGA StuDX
メルマガジン
みるみる
全国の校務DX
ポータルサイト
校務DXの取組に関する
ダッシュボード
高等学校DX加速化推進事業
(DXハイスクール)

デジタル教育ポータル
ポータルサイト
小学校を中心とした
プログラミング教育ポータル
STEAM
Library
STEAMライブラリー
未来の教室
ポータルサイトはこちら

スタディーエックス スタイル

StuDX Style

デジタル学習基盤で加速する深い学び

メルマガ新規登録

TOPICS (改訂関係他)

8/7 こども需が関見学デー申込

ブチ学習会はコチラ

お困り相談はコチラ

研修支援はコチラ

新着情報・トピックス

○新着情報○
2025.8.1 > (特集) 全ての子どもをゴールへと導く授業構想 (石川県加賀市立山代中学校)
2025.7.28 > (トップページ) 「各教科等における深い学びの実践」(高等学校)を更新
2025.7.18 > (ブチ学習会) 第2回ブチ学習会に関する情報を更新
2025.7.10 > (特集) シームレスな改革を目指して～校務DXと探究的な学びを通して子どもが主体となる学びの実現～ (大阪府堺市立南八下小学校)
2025.6.30 > (特集) 「進取 創造」で加速する新たな学び (山形県立酒田光陵高等学校)
2025.6.30 > (トップページ) 「各教科等における深い学びの実践」(小学校、中学校)を更新
➡➡ 【これまでの更新情報】

○トピックス○
【特集ページ】 各種コンテンツのとりまとめ 【StuDX Styleへの扉】 new! 学校等の取組記事を紹介
【有識者インタビュー】 new! 記事＆動画でお届け！ 【1人1台端末で学校が変わる！ (動画)】

StuDX Style

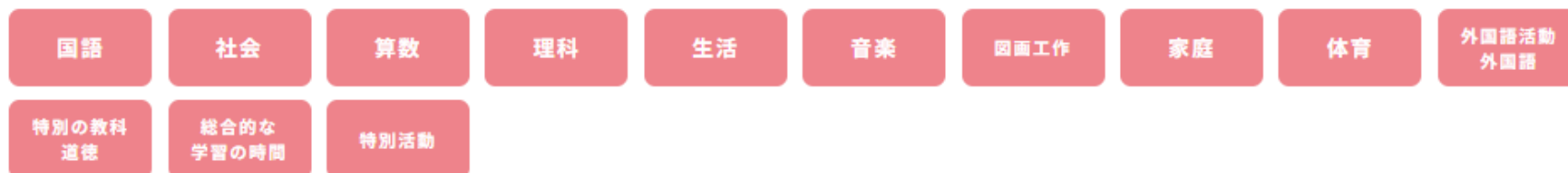
1. 各教科等における 深い学びの実践

各教科等
での活用

慣れる
つながる
活用

STEAM教育等の
教科等横断的な
学習

小学校



中学校



高等学校



特別支援教育

特別支援

StuDX Style

特別支援学校（肢体不自由）
中学部2年 数学科



友達の意見をきっかけに、自分とは異なる形を捉える視点に気付
付き、形を構成する角や辺などの要素に着目し、考えを深めた。

StuDX Style

特別支援学校 中学部 2 年 数学科（知的障害の各教科に替えた教育課程） 「形の世界を見てみよう」

■単元の目標

身の回りのものの形を観察するなどの数学的活動を通して、ものの形の特徴を表現したり、具体物を用いて形を構成したりし、**ものを形に着目して捉えたり、図形を構成する要素に着目して弁別したりする**とともに、数学で学んだことのよさを感じながら自らの学習や生活に活用しようとする。

■単元の概要

棒を組み合わせて身の回りのものに見立てたり、教室内の丸・三角・四角の形を探したりする中で、身の回りのものの形に着目し、その特徴を他者へ伝えたり、基本図形の特徴を捉えて表現したりする活動を行う。

■単元の指導計画（16時間）

第1小単元

「いろいろなものを分けてみよう」

- ・色板を「色」「形」「大きさ」の観点で分別する
- ・分別した結果を友達と見せ合う

第2小単元

「身の回りにあるものを作ろう」

- ・長さの異なる棒を組み合わせて教師の手本と同じ三角や四角を作る
- ・棒を組み合わせて身の回りのものを表現する

第3小単元

「形当てクイズをしよう」（遠隔合同授業）

- ・目隠しされた箱に入った基本図形を、相手校の生徒とオンラインでクイズ形式で出題し合う
- ・触感から得た情報からヒントを出す

第4小単元

「教室にある丸・三角・四角の数を調べよう」

- ・教室内の丸・三角・四角のものを撮影する
- ・撮影した写真にマーカーで線を引く
- ・線を引いた写真とその理由を発表する

■小単元の概要

ものを分別する多様な観点の中に形があるという意識をもち、形のみに着目してものを認識できるように、色や大きさ、形といった複数の要素を含む色板を分別し、その結果を友達と共有する。

三角や四角の構成の仕方に気付くように、長さの異なる棒を自由に組み合わせて、身近なものに見立て、どんなものに見立てたか、その理由や工夫した点を友達と伝え合う。

形に着目したり、形を構成する要素に着目したりするために、遠隔合同授業を活用し、目隠しされた箱に入った図形をクイズ形式で出題し合う。触感や形から身の回りのものを想起して表したり、角の数を示したりするなど、根拠を明らかにして説明し合う。

身の回りにあるものの形に着目して捉えるために、教室にある丸・三角・四角のものを撮影し、捉えた形を端末上の画面にマーカーで線を引いたり、大型モニターに投影して発表したりして、他の友達の気付きや意見を聞き合う。

StuDX Style

■資質・能力が育成され「深い学び」が実現している子供の姿（第4小単元）

【学習活動の場面】

教室にある丸・三角・四角の形をしたものを探して撮影し、その形を友達同士で伝え合う学習を行った。形を探して撮影する場面では、撮影した丸・三角・四角の写真を順番に大型モニターに提示し、見つけた形をマーカーで囲んで紹介するようにした。その際、前小単元で行った三角や四角といった形を構成する要素である角や辺の数と結びつけて、生徒の実態に応じて、角に丸印をつけたり、他に気付いた形について共有したりするようにした。

【子供の「深い学び」の姿】

Aは撮影した写真を大型モニターに映し、マーカーで形を囲みながら、次のように発言した。

A「これは四角みたいな形をしているよ。」

B「へこんでいる部分があるよ。角は四つじゃない。」

A「たしかに、四角じゃないかもしれない。」

次に、Bが撮影したCDケースの写真で丸を紹介した際に、Aは次のように発言をした。

B「CDケースは、四角の中に丸があるよ。」

A「大きな四角の中に丸があるのか。なるほど。」

一つの形の中に複数の形が含まれている場合があることの理解が進んだ。

その後、Cが撮影したコンセントの写真を見て、

A「コンセントには、大きな四角の中に四つの角のある四角がふたつもあるよ。」



【当該指導での「深い学び」】

Aは、自分の感覚で丸・三角・四角を捉え、写真を撮影してマーカーで囲みながら紹介していた。しかし、友達の発言をきっかけに、前小単元で学んだ形を構成する角の数に着目し、形を捉え直す姿が見られた。また、友達の意見から、一つの形の中に複数の形が含まれることがあることに気づき、その気づきを生かして自分の意見を発表する場面が見られた。これらの学びの過程を通じて、個々の障害の特性等を考慮してICTを活用することで、形を構成する角や辺といった要素に着目する視点が明確になり、三角や四角などを根拠を基に分別できるようになった。

■指導上の工夫とICTの利活用

①身の回りの事象を観察した結果について表現する機会を設定する。

*端末と大型モニターを併用して、自分の調べた結果を表現しやすくするために活用する。

例えば、教師の発問に対して、形を構成する要素に着目した理由を説明する際に、マーカーで示しながらわかりやすく説明したり、他の生徒と意見や感想を交換しながら、同じ考えを共有したり、異なる視点で考え直したりすることに活用した。

②個々の障害の特性等に応じた教材や手立てを準備する。

*知的障害を伴う肢体不自由のある生徒個々の視知覚の特性（複数の情報や形を同時に捉えるなど）に応じる。

例えば、構成する要素に着目して説明する際に、着目箇所の拡大、色、背景色など個々に応じて選択できるとともに、説明の補完として活用した。また、説明したデータ（マーカー、着目した箇所）の保存により学んだ過程が残る、説明した内容の振り返りも行えることから、断片的な理解に留まらない活用が期待できる。

StuDX Style

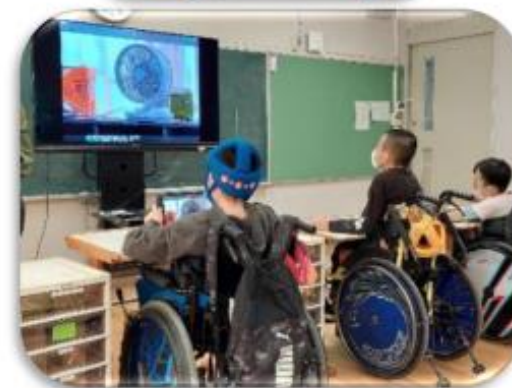
障害による学習上又は生活上の困難さを踏まえた指導の工夫 (入出力支援装置等の活用)

【児童生徒の障害の状態等】

本学級には、車椅子を自走できる肢体不自由の生徒が在籍している。しかし、視知覚の難しさを抱える生徒もいる。例えば、全体と部分の関係の理解が難しく、1つのものの中に複数の形が含まれることに気付きにくい生徒や、丸と楕円などの似た形の区別が難しい生徒がいる。また、手指の操作にも課題があり、文字を書くことができても、筆圧を加えることに負担を感じる生徒や、筆記具を持つと手が震えてしまう生徒が在籍している。

【支援機器等の活用方法】

教室内で見つけた形を写真に撮り、撮影した写真を大型モニターに映し出して共有する。その際、ペン機能を使って形に沿って指で線を引き、形そのものに着目できるようにする。また、三角や四角の根拠として、角に印を付け、形を構成する要素を押さえられるようにする。これらの方法を通じて、視知覚の困難さや筆記の負担を減らすようにしながら学習を進める。



StuDX Style

学習指導要領や解説との関連

特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領 第2章 各教科

第1節（小学部） 第2款（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校） 第1〔算数科〕

2 各段階の目標及び内容 3段階 (2)内容 B図形 ア

- (ア) ㊦ ものの形に着目し、身の回りにあるものの特徴を捉えること。
- (イ) ㊧ 身の回りにあるものの形の観察などをして、ものの形を認識したり、形の特徴を捉えたりすること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育むべき資質・能力の育成に向けて、数学的活動を通して、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、数学的な見方・考え方を働かせながら、日常の事象を数理的に捉え、算数の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図ること。
- (2) ア 思考力、判断力、表現力等を育成するため、各段階の内容の指導に当たっては、具体物、言葉、数、式、図、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れるようにすること。
- (3) イ 数学的活動を楽しめるようにするとともに、算数を生活に活用することなどについて実感する機会を設けること。

特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領 第7章 自立活動 第2内容の4（環境の把握）

- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

- ・一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにする
- ・ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにする

令和6年度文部科学省委託

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業

病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業

事業の目的

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で行われている遠隔教育（同時双方向型、オンデマンド型）の実態を把握するとともに、実施方法や課題を整理し、病気療養児に対するオンデマンド型の授業配信の効果的な活用方法等について提示する。

教育委員会

北海道教育委員会 ・ 宮城県教育委員会 ・ 栃木県教育委員会・
岐阜県教育委員会 ・ 京都市教育委員会

遠隔教育実施のプロセス

1. 支援体制の構築
2. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の準備
3. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の実施
4. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育による学習の評価
5. 復学に向けた支援

特別支援学校のセンター的機能の強化について

特別支援学校におけるセンター的機能の主な内容

幼稚園・小・中・高等学校等においても特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加している中、特別支援学校には、その**専門性を活かし、センター的機能を発揮**することが求められる（学校教育法第74条に規定）。

具体的な取組内容としては、

- 小・中・高等学校の**教員への支援・研修協力**
 - 小・中・高等学校に通う**子供やその保護者への相談機会や情報の提供**
 - 特別支援学校の教員による**通級による指導の実施**（弱視や難聴など該当する障害種別の通級による指導が小・中学校等で行われていない場合等）
 - **乳幼児教育相談**
- 等が挙げられる。



文部科学省の取組

- 特別支援学校のセンター的機能強化にかかる教職員定数の改善（令和7年度予算）
小・中学部設置校： **651人**（対前年度比+100人）
高等部単独設置校： **50人**（新設）

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (令和6年12月25日中央教育審議会諮問)【概要】

子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

- 不確実性の高まり（少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展等）
→子供たちは、激しい変化が止まることがない時代を生きる
- 労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換
→自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性
- 内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等による社会の分断の芽への指摘
→多様な他者と、当事者意識を持った対話により問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てる必要性
- テクノロジーは変化に伴う困難だけでなく多様な個人の思いを具現化するチャンスも生み出す
→生産年齢人口が急減する中、あらゆる資源を総動員し、全ての子供が豊かな可能性を開花できるようにすることが不可欠

現在の学校現場の状況

- 現行学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」を明確化し、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を提示
- コロナによる制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による1人1台端末環境も活用し、精力的な授業改善が行われてきた
- 全国学力・学習状況調査やOECDのPISA調査において地域間格差・学力格差の改善も見られている
→我が国の初等中等教育は、質の高い教師の努力と熱意に支えられ、大きな成果を上げ続けている

顕在化している課題

①主体的に学びに向かうことができていない子供の存在

- ・ 学ぶ意義を十分に見いだせず、主体的に学びに向かうことができていない子供の増加
- ・ 不登校児童生徒、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題
- ・ これらに向き合うことは、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも重要

②学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば

- ・ 習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること、概念としての知識の習得や深い意味理解をすること、自分の考えを持ち、根拠を持って明確に説明すること、自律的に学ぶ自信がある生徒が少ないこと、等に依然として課題
- ・ 子供の社会参画の意識、将来の夢を持つ子供の割合等についても、改善傾向も見られるものの国際的に見て低い状況

③デジタル学習基盤の効果的な活用

- ・ デジタル学習基盤(※)は、一人一人のよさを伸ばし、困難の克服を助ける大きな可能性を秘めているが、効果的な活用は緒に就いたばかり
- ・ 我が国のデジタル競争力は国際比較でも低位であり、デジタル人材育成強化は喫緊の課題
- ・ 「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、バランス感覚を持って、積極的に取り組む必要

(※) GIGA スクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤

- **子供たちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きい**
- **教師の努力と熱意に対して過度な依存はできず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性**

→これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要

→令和6年8月の中央教育審議会答申に基づく教員の勤務環境整備と整合させつつ、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展

主な審議事項

1 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

- 生成AIが発展する状況の下、知識の概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意味や社会とのつながりが重要となる中、そうした授業改善に直結する学習指導要領とするための方策（特に、各教科等の中核的な概念等を中心に、目標・内容を一層構造化）
- 目標・内容の記載に表形式等を活用すること、学校種間・教科等間の関係を俯瞰しやすくすることのほか、デジタル技術を活用した工夫の在り方
- 重要な理念の関係性の整理（「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」、「学習の基盤となる資質・能力」等）
- デジタル学習基盤の活用を前提とした、資質・能力をよりよく育成するための各教科等の示し方
- 学習改善・授業改善に効果的な評価の観点や頻度、形成的・総括的評価の在り方（特に、「主体的に学習に取り組む態度」をはじめ観点別学習状況の把握をより豊かな評価につなげるための改善）

3 各教科等やその目標・内容の在り方

- 小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る方策（生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化を含む）
- 質の高い探究的な学びを実現するための「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の改善の在り方（情報活用能力の育成との一体的な充実等を含む）
- 高等教育段階でデジタル・理数分野への学部転換等の取組が進む中での、初等中等教育段階における文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方
- 生成AIの活用を含めた今後の外国語教育の在り方や、手軽に質の高い翻訳も可能となる中での外国語を学ぶ意義についての考え方
- 教育基本法、学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画するための教育の改善の在り方
- 多くの教科・科目の構成の改善が行われた高等学校教育について、その一層の定着を図るとともに、職業教育を含めた今後の改善の在り方
- **特別支援学級や通級指導に係る特別的教育課程、自立活動の充実等を含む、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の在り方**
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策

2 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

- 興味・関心や能力・特性に応じて子供が学びを自己調整し、教材や方法を選択できる学習環境デザインの重要性、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや教師の指導性の在り方
- 教師に「余白」を生み、教育の質の向上に資する可能性も含めた、子供たちの可能性が輝く柔軟な教育課程編成の促進の在り方（各種特例校制度等を活用しやすくすること、標準授業時数に係る柔軟性、学習内容の学年区分に係る弾力性、単位授業時間や年間の最低授業週数の示し方）
- 高等学校の生徒の多様性に応える柔軟な教育課程の実現のための、全日制・定時制・通信制を含めた諸制度の改善の在り方
- 不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供を包摂するシステムの構築に向けた教育課程上の特例等の在り方

4 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

- 教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい在り方（学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書を含む）
- 現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準総授業時数の在り方、教育課程の実施に伴う負担に留意した上での、現代的な諸課題を踏まえた様々な教育の充実の在り方
- 新たな学びにふさわしい教科書の内容や分量、デジタル教科書の在り方
- 情報技術など変化の激しい分野において、教師の負担軽減を図りつつ最新の教育内容を扱うことを可能とするための方策
- 各学校での柔軟な教育課程編成を促進し、多様な取組の展開に資する、教育委員会への支援強化、指導主事等の資質・能力の向上の在り方
- コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化する方策
- 学習指導要領の趣旨・内容について、保護者をはじめ社会全体と共有するとともに、学校種を超えて一人一人の教師に浸透を促す方法の在り方

障害のある子供たちの教育課程の編成に関する主な課題

【現状】

小・中・高等学校

- 通常の学級に在籍する学習面又は行動面の困難がある児童生徒の割合が増加。公立小・中学校では通常の学級の児童生徒のうち8.8%が学習面又は行動面で著しい困難があり、特別の教育的支援が必要と推定。これらの子供たちのうち、通級による指導を受けている子供の割合は一定程度にとどまっているなど、個別の配慮・支援を受けることができていない子供たちが多数存在。
- 通級による指導を受ける児童生徒数は過去20年間で5.4倍（小・中）となっており、特に、発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害）や情緒障害の児童生徒数が急増。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒数は過去20年間で4.3倍となっており、特に、知的障害学級や自閉症・情緒障害学級に在籍する児童生徒数が増加。
- 市区町村の教育支援委員会において、特別支援学校の対象となり得る障害の程度と判定された、障害の程度が比較的重い児童生徒のうち約3割の子供たちが小学校に就学しており、このうち一部の子供は通常の学級に就学している。

特別支援学校

- 義務教育段階で特別支援学校に就学している児童生徒数は、過去20年間で1.6倍。特に知的障害の児童生徒数が増加。

【顕在化している主な課題】

小・中・高等学校

（通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への対応に関する課題）

- 障害者差別解消法で求められている合理的配慮について、本人・保護者と学校・設置者の建設的対話が十分に行われていないなど、理解や提供が十分ではない状況も見受けられる。
- 通級による指導を利用している子供も含めて、通常の学級に在籍する障害のある子供たちは、障害のない子供と同一の目標や内容で各教科の学習に取り組むことが前提であり、通級による指導においては各教科について教育課程上の特例的な取扱いはできないなど、障害の状態等に応じたきめ細かな指導の実現に課題がある。
- 合理的配慮の提供の前提である「基礎的環境整備」について自治体間で差が生じており、特にデジタル学習基盤の活用が重要であるが、障害の状態や特性等に合わせた情報提供の方法やアクセシビリティ機能（端末に標準的に装備されている表示方法の変更、読み上げ機能、音声入力等）の活用など、ICTの活用状況に課題がある。

（通級による指導、特別支援学級に関する課題）

- 通級による指導や特別支援学級で増加している発達障害や情緒障害等の児童生徒に対して、十分な配慮が行き届いていない状況もあるとの指摘もある。
- 特別支援学級について、一人一人の児童生徒の障害の状態等を十分に考慮せずに画一的な指導を行っている学校もあるとの指摘もある。

特別支援学校

- 自立活動の時間の指導と各教科等の指導の関連付けが十分ではないとの指摘や、自立活動の実施にあたり、実態把握から指導目標・内容の設定までの考え方・プロセスに課題があるとの指摘もある。
- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科においては、小・中・高等学校における学びとの連続性の確保を図りつつ、知的障害の特性や発達の段階等を踏まえた対応が必要。
- 小・中・高との交流及び共同学習の機会が十分ではないとの指摘もある。
- 特別支援学校においてもデジタル学習基盤の活用状況に課題がある。



考えられる方向性と論点①（通常の学級、通級による指導）

【考えられる方向性】

1. 通常の学級における合理的配慮の提供の充実等

- 障害のある子供たちに対して、過重な負担がない範囲での合理的配慮の提供を促す観点から、その考え方などを明らかにする方向で検討してはどうか。また、学習の過程における困難さに対して、困難さが生じる要因を踏まえた対応を示すことを検討してはどうか。

2. 通常の学級に在籍する障害のある子供たちが通級による指導を利用する場合の特例的な取扱い

- 通常の学級に在籍する通級による指導を受ける障害のある子供たちに対して、障害のない子供たちとできる限り共に学びながら、障害の状態等に応じたきめ細かな指導の実現を図る観点から、以下のような教育課程の特例的な取扱いを認めることを検討してはどうか。
 - ✓ 通級による指導において、自立活動の指導に加えて、障害の状態等を踏まえ特に必要がある場合には、各教科の指導を行うことを可能とすることを検討してはどうか。通級による指導の授業時間数や修得単位数の上限を見直すことや、教育課程の編成に当たって、発達障害などの障害種ごとの配慮事項を示すことについても検討してはどうか。
 - ✓ 通級による指導を含め、教育課程全体を通じて、児童生徒の障害の状態等を考慮した教育課程の編成を行い、例えば、各教科（※）の目標・内容の一部について、障害の状態等を考慮したものに替えることや取り扱わないことなどについても検討してはどうか。
(※) 高等学校においては各教科・科目
 - ✓ 障害による困難の改善・克服を目的とする指導の充実を図る観点から、通級による指導において、自立活動を取り入れることを明確にしてはどうか。

【論点・留意点】

（合理的配慮の提供に関する論点）

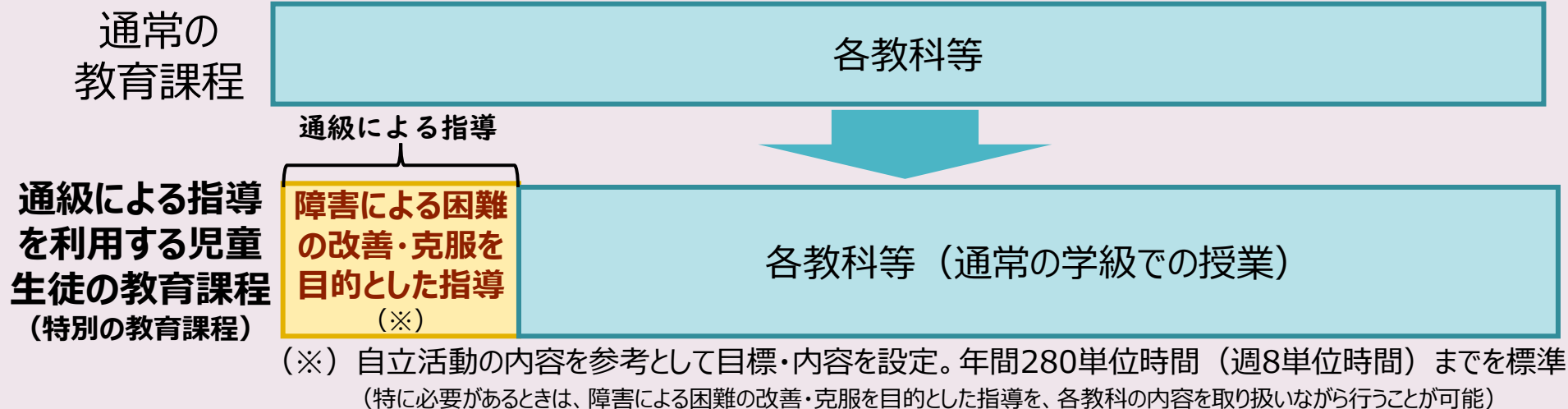
- 合理的配慮の提供は、障害の種類や程度によって一律に決まるものではなく、合理的配慮の基盤となる基礎的環境整備の状況を踏まえつつ、本人・保護者との建設的な対話を通じて、一人一人の障害の状態等に応じた対応が必要な点について、どのように担保すべきか。
- デジタル学習基盤の活用は基礎的環境整備に位置付くものであり、そういった点も明らかにすることが重要ではないか。また、1人1台端末の活用に際してのアクセシビリティ機能や入出力支援装置の活用については、地域や学校によって活用状況等に差が生じており、一人一人の障害の状態や特性等に合わせた学び方につながるICT活用について、更なる促進が必要ではないか。

（通級による指導の見直しに関する論点）

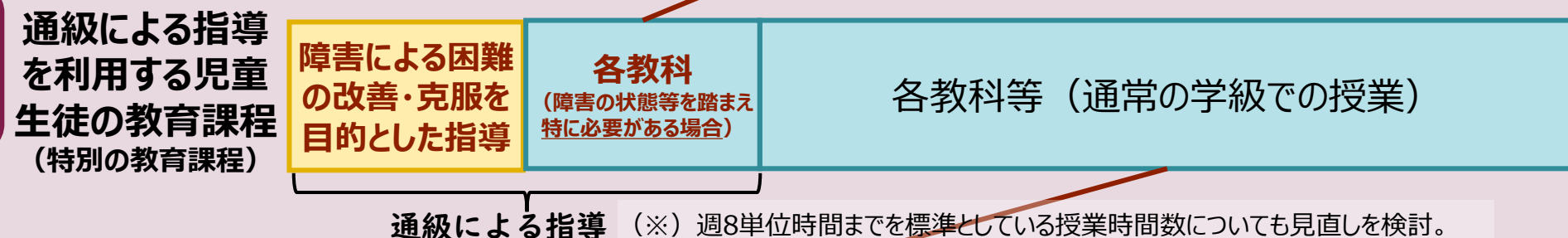
- 通級による指導に関する特別の教育課程の見直しを行う場合、不適切な運用を防ぐための仕組みも必要ではないか。（例：障害による困難の改善・克服を目的とする指導が十分に行われていない状況など）
- 通級による指導を利用しやすくするために、本人・保護者及び専門家の意見等を踏まえつつ、これまで以上に学校長の判断で通級による指導が柔軟に利用できるようにする方策も必要ではないか。

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が通級による指導を利用する際の教育課程の見直し（イメージ）

現行制度



論点 イメージ



- 通級による指導において、障害の状態等を踏まえ特に必要がある場合には、各教科（※）の指導を行うことも可能とすることや、通級による指導の授業時間数の上限を見直すことなどを検討してはどうか
- 各教科の指導に当たっては、各教科の目標・内容の一部について、障害の状態等を考慮したものに替えることや取り扱わないことなど、児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程の編成を認めることを検討してはどうか

（※） 高等学校においては各教科・科目

- 通常の学級での指導においても、障害の状態等を踏まえ特に必要がある場合には、各教科（※）の目標・内容の一部について、障害の状態等を考慮したものに替えることや取り扱わないことなど、児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程の編成を認めることを検討してはどうか

通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程の見直し（イメージ）

現行

通級による指導

=

障害による困難の改善・克服を目的とした指導

一部の時間で障害に応じた指導を実施

通級指導で身に付けたことを通常の学級での学びに生かす

大部分の授業を通常の学級で受ける

通常の学級

指導内容や指導方法を工夫しながら通常の学級で受ける



障害の状態や授業の内容によっては

障害の状態に応じた自分のペースで学ぶことが難しい

学習活動に参加している実感を持ちながら学ぶことが難しい

他の児童生徒と同一の目標を前提に学ぶことが難しい

といった場合があり、障害のある子供の学びの充実に課題がある。

改善イメージ

通級による指導

=

障害による困難の改善・克服を目的とした指導

+

（障害の状態等を踏まえ特に必要がある場合）
各教科の指導

一部の時間で障害に応じた指導を実施

通級指導で身に付けたことを通常の学級での学びに生かす

大部分の授業を通常の学級で受ける

通常の学級

障害の状態等を踏まえ特に必要がある場合には各教科の目標・内容の一部を、障害の状態等を考慮したものに替えたり取り扱わない

通級による指導を活用し、障害の状態等に合わせて、目標や内容を個別に設定し、自分にあった内容やペースで学ぶ

通常の学級において、障害のない子供と共に学びつつも、障害の状態等に合わせて目標や内容を個別に変更し、自分にあった内容やペースで学ぶ

障害のない子供たちとできる限り共に学びながら障害の状態等に応じたきめ細かな指導を実現することで、障害のある子供の能力と可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた学びを実現



考えられる方向性と論点②（特別支援学級、特別支援学校）

【考えられる方向性】

3. 特別支援学級における特別の教育課程の質の確保

- 特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の障害の状態や特性等に応じた教育課程の編成・実施をこれまで以上に各学校に促すために、自閉症・情緒障害などの障害種ごとの配慮事項を示すことや、自立活動の指導については、自立活動の時間のみならず特別支援学級の教育活動全体を通じて指導を実施することを明示する方向で検討してはどうか。
- 特別支援学級の児童生徒が大半の時間を通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更が必要であり、上記2.で示した通級による指導を利用する際の特例的な取扱いも踏まえ、通級による指導の更なる活用を促してはどうか。

4. 特別支援学校の教育課程の充実

- 自立活動について、各教科等との関連付けをこれまで以上に徹底し、自立活動の時間に加えて、学校の教育活動全体の取組となるよう、見直しを図る方向で検討してはどうか。
- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科においては、小・中・高の各教科に準じつつ、知的障害の特性や発達の段階等を踏まえた構造化を検討してはどうか。
- デジタル学習基盤の活用について、障害の状態や特性等を踏まえた活用の在り方についても明らかにしてはどうか。

5. 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ機会の充実

- 交流及び共同学習については、その意義として、障害のある子供と障害のない子供がともに協働的に学び合うことの重要性を示す方向で検討してはどうか。

【論点・留意点】

（特別支援学級の質の確保に関する論点）

- 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにも関わらず、自立活動の時間を設けていない学校が一部に見られるところであり、各学校において自立活動を確実に実施するような方策も必要ではないか。

（自立活動に関する論点）

- 特別支援学校学習指導要領を参照する特別支援学級や通級による指導の担当教師にとっては自立活動の内容が難解であるとの指摘もあり、小・中・高の教師に自立活動の内容をこれまで以上に理解してもらう観点からの方策が必要ではないか。

（交流及び共同学習に関する論点）

- 「インクルーシブな学校運営モデル事業」において、発展的な交流及び共同学習を実現するための教育課程の編成等について実践研究に取り組んでいるところであり、各地域・学校の実践を踏まえつつ、交流及び共同学習を発展させるための方策が必要ではないか。

学校における障害者差別解消法を踏まえた対応について

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が平成25年に制定。

障害者差別解消法で求められていること

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）に対して、**不当な差別的取扱いの禁止**、実施に伴う負担が過重でない範囲の**合理的配慮の提供**が課されており、教育現場において対応が求められている。

不当な差別的取扱いの禁止とは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止。
（第7条第1項、第8条第1項）

合理的配慮の提供とは

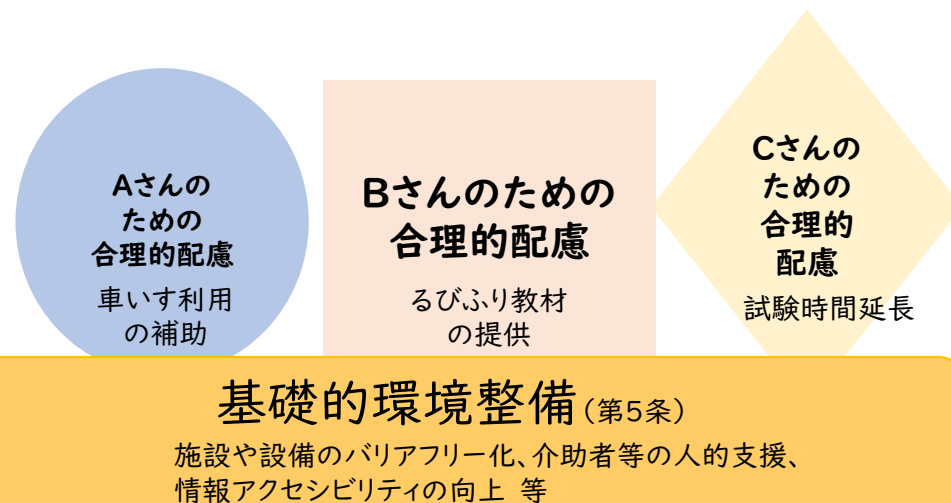
障害のある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられた際に、負担が過重でない範囲で対応すること。
（第7条第2項、第8条第2項）

※過重な負担については、個別の事案ごとに、**実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、財政・財務状況**といった要素を考慮して、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要。

- 合理的配慮は、**障害の特性や具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである**。そのため、障害のある児童生徒やその保護者と学校・設置者等の**双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応**がなされることが必要。

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」との関係

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）には、**個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（基礎的環境整備）**が努力義務として課されている。
- 合理的配慮の内容は、**基礎的環境整備の状況や技術の進展、社会情勢の変化等によって変わり得るものであり、基礎的環境整備と合理的配慮の提供を両輪として進める**ことが必要。



文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）

障害者差別解消法第11条第1項の規定に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、**文部科学省が所管する分野における行政機関や事業者が適切に対応したり参考にしたりするために必要な事項**を定めたもの。

特別支援教育におけるデジタル学習基盤を活用した学びの姿（イメージ）

2つの視点を組み合わせて活用することにより、障害のある子供たちの学びの更なる充実を実現

視点1：個別最適な学びと協働的な学びの実現

個別最適な学び

指導の個別化

必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫等による学習内容の確実な定着を図る
ex.) 一人一人に合った教材の提供

学習の個性化

一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会により学習を深め、広げる
ex.) 子供の関心・特性に応じた多様な学び

協働的な学び

多様な他者との協働により、異なる考え方が組み合わせりよりよい学びを生み出す

ex.) 好きなタイミングでの他者参照や共同編集

【デジタル学習基盤による情報活用の飛躍的充実】

情報活用の場面

収集	判断	表現	処理
創造	発信	伝達	

組み合わせ

充実の具体的な姿

# すぐに	# いつでも	# どこでも
# 1人1人に応じて	# 大量に	# 誰とでも
# 何度でも		

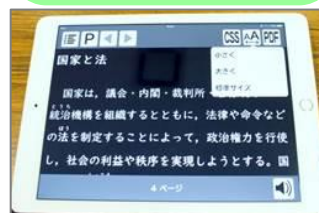
視点2：障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服に向けた活用

各教科等及び自立活動において、個々の障害の状態や特性等に応じて有効に活用し、指導の効果を高める

（活用例）

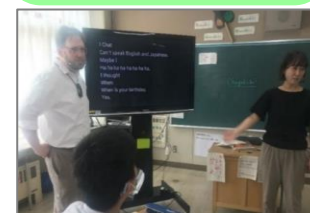
【視覚障害】

見え方に応じた表示



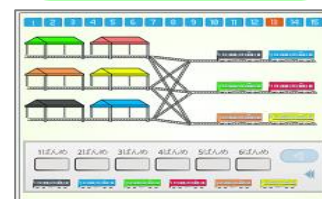
【聴覚障害】

音声を文字に変換



【知的障害】

抽象的な事柄を視覚的に理解



【肢体不自由】

身体の状態に応じた入出力機器



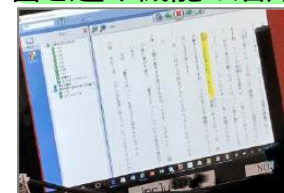
【病弱】

遠隔ロボットの活用



【発達障害】

読上げ機能や書き込み機能の活用



など

組み合わせ

令和6年11月13日 中央教育審議会
デジタル学習基盤特別委員会資料 より

デジタル学習基盤の整備

多様な形式による
情報提供

一人一人に合った
教材の提供

合理的配慮の基礎となる環境整備

通信ネットワークを
活用した学習参加

自分に合った
入力・出力方法の活用

特別支援学校のセンター的機能の強化について

特別支援学校におけるセンター的機能の主な内容

幼稚園・小・中・高等学校等においても特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加している中、特別支援学校には、その**専門性を活かし、センター的機能を発揮**することが求められる（学校教育法第74条に規定）。

具体的な取組内容としては、

- 小・中・高等学校の**教員への支援・研修協力**
 - 小・中・高等学校に通う**子供やその保護者への相談機会や情報の提供**
 - 特別支援学校の教員による**通級による指導の実施**（弱視や難聴など該当する障害種別の通級による指導が小・中学校等で行われていない場合等）
 - **乳幼児教育相談**
- 等が挙げられる。



文部科学省の取組

- 特別支援学校のセンター的機能強化にかかる教職員定数の改善（令和7年度予算）
 - 小・中学部設置校：651人（対前年度比+100人）
 - 高等部単独設置校：50人（新設）

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

年間の授業時数の取扱い（第1章第3節の3の（2）のア）

（2）授業時数等の取扱い

ア 小学部又は中学部の各学年における第2章以下に示す各教科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、外国語科を設ける場合を含む。以下同じ。）、**道徳科**、**外国語活動**（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、外国語活動を設ける場合を含む。以下同じ。）、**総合的な学習の時間**、**特別活動**（学級活動（学校給食に係る時間を除く。）に限る。以下、この項、イ及びカにおいて同じ。）及び**自立活動**（以下「各教科等」という。）の**総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする**。この場合、**各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする**。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

授業の1単位時間（第1章第3節の3の（2）の力の（ア））

カ 各学校の時間割については、次の事項を踏まえ適切に編成するものとする。

（ア）小学部又は中学部の各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

短い時間を活用して行う指導（第1章第3節の3の（2）の力の（イ））

（イ） 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、当該教科等を担当する教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。

【授業時間設定に際しての留意点】

- ・ 児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた検討を行うこと
- ・ 各教科等の特質を踏まえた検討を行うこと
- ・ 単元や題材といった時間や内容のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること
- ・ 授業のねらいを明確にして実施すること
- ・ 教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いること

特別支援学校（病弱）に期待すること

病気の子供を取り巻く環境の変化
次期学習指導要領の改訂を見据えて

☆各教科の指導の充実

- ⇒ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の充実
- ⇒ ICT等の効果的な活用
- ⇒ 制限・制約のある中で、どのように効果的に指導するか

☆自立活動の指導の充実

- ⇒ 個々の児童生徒の障害の状態等に即して個別の指導計画に基づいて行われることが基本であることを確認

☆病気療養中の児童生徒に対する支援

- ⇒ 教育機会の確保のために、教育委員会や学校において同時双方向型・オンデマンド型の授業配信の実施及び学習評価等に関する必要な規定等を整備する
- ⇒ 転学せずに療養している子供に対する教育機会の保障
- ⇒ 特別支援学校（病弱）のセンター的機能の在り方

各学校における学びの質が求められている

特別支援学校（病弱）が病弱教育の最先端となる教育実践を行い、地域の学校の道標に病気の子供たちが、希望をもって将来を思い描けるような、教育の実践に努めていただきたい